

令和3年3月17日

経済戦略局総務課長以下、市従市民生活支部書記長以下との事務折衝

(所属)

はじめに、大阪市従業員労働組合市民生活支部の皆様には、経済戦略局事務事業の円滑な遂行にあたり、多大なるご理解、ご協力をいただいております。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

本日は、昨年6月8日に申入れのありました「2021年度 勤務労働条件に関する要求書」について、当局としての考え方を回答させていただきます。

まず、本市の状況について述べさせていただきます。

本市では、厳しい財政状況のもと、市政のあらゆる面から抜本的な改革を進め、財政再建に向けた取り組みを行ってきました。これまでの市政改革の取り組みにより、一定の成果をあげてきたものの、今後の厳しい財政状況に加え、令和元年12月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響による厳しい経済状況などの市政課題に対応していくため、令和2年4月に策定した「市政改革プラン3.0（令和2～5年度）」のもと、引き続き、効果的・効率的な行財政運営を推進していく必要があると考えています。

令和3年2月に公表した「令和3年度 市政運営の基本方針」でも、同様の現状認識のもと、めざす姿のひとつとして、「新型コロナウイルス感染拡大の防止、市民生活への支援及び大阪経済の再生を進め、コロナを乗り越えた先にある大阪の成長・発展を確たるもの」とすることを掲げ、引き続き、大阪の再生・成長や市民サービスの拡充のための政策推進と、市民の暮らしの満足度向上をめざした市政改革について着実に取り組むことで、その成果をより一層市民に行きわたらせること、としています。

さて、当局におきましては、所管事業をより一層効果的に推進するため、重点施策にかかる業務執行体制を強化するとともに、これらに伴う一部組織改編を予定しておりますが、それに伴う勤務労働条件の変更については、現在見込んでおりません。

事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案及びそれに対応する業務執行体制の改編については、管理運営事項であって職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件については交渉事項として誠意をもって交渉したいと考えております。

なお、申入れのありました各項目のうち、労働安全衛生に関する項目については、職場安全衛生委員会を定期的開催するとともに、産業医及び産業医以外の安全衛生委員による職場巡視も実施し、所属職員の安全と健康の増進を図るとともに、快適な職場環境の形成に引き続き努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた特例制度の運用については、業務実態に応じ、時差通勤やテレワークなどの積極的な活用を引き続き行うとともに、執務室等業務スペースにおける消毒液やパーテーションの設置などのこれまでの取り組みを含め、必要な対策を今後も適切に講じてまいります。

また、心の健康問題に関する項目については、今年度末に策定が予定されている「職員心の健康づくり計画（第3次）」に基づき、引き続き、人事室厚生グループや局産業医とも連携を図りながら、積極的・計画的に取り組む、職員にとってより働きやすい、明るい職場の環境づくりに努めてまいります。

熱中症に関する項目については、夏場は室内においても少なからず危険性があることに鑑み、環境省作成のポスターやリーフレットの活用や、職場安全衛生委員会での啓発に加え、朝礼等を活用した注意喚起などに引き続き取り組むなど、予防対策に努めてまいります。

それ以外の事項につきましては、当局には具体的な交渉事項がないか、あるいは市従本部と人事室間での協議事項であるか、あるいは職制が主体性をもって取り組むべき事項であると認識しております。

以上、申入れに対する回答として、当局の考え方を述べさせていただきましたが、いずれにいたしましても、勤務労働条件に関わる事項が生じる場合につきましては、誠意を持って対処してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（支部）

ただいま、課長より「2021年度勤務労働条件に関する要求書」に対する回答が示された。

大阪市では、「市政改革プラン3.0」、「2021年度市政運営の基本方針」が策定された。支部は、単に行財政のみに視点をあてた、簡素・効率化のコスト論を優先した市政改革ではなく、「質の高い公共サービス」を提供し、大規模災害に備えた防災・減災対策を進め、基礎自治体としての公的役割と責務を果たし、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた、業務執行体制を構築することが、必要不可欠であると考えている。

労働安全衛生対策については、引き続き安全衛生委員会を定期的に開催するとともに、産業医及び産業医以外の安全衛生委員による職場巡視については、より一層、快適な職場環境の形成に向けて、引き続き取り組みを実施するよう求めておく。

新型コロナウイルス感染症拡大防止について、まだまだ予断を許さない状況である。

緊急事態宣言が解除されたが、より一層の感染症対策の取り組みを行い、体調不良が発生した場合に応急処置が行えるよう十分な対策・準備についても強く求めておく。また、感染者に対する差別や偏見を防ぐことはもとより、業務上感染者と関わりのある職員においても、不当な扱いを受けることの無いよう事前に対策を行うよう合わせて求めておく。

メンタルヘルス対策については、計画に基づき、組合員にとって働きやすく、明るい職場の環境づくりを行えるよう要請し、職員の安全を確保した適切な対策を実施するよう求めておく。

熱中症対策については、より一層の注意喚起と意識啓発を行い、予防対策に努めるよう要請しておく。

最後に、今後、勤務労働条件に影響を及ぼす事象が発生した場合は、労使合意を前提に十分な交渉・協議をおこなうことを改めて要請し、「2021年度勤務労働条件に関する要求書」について、この間の協議内容にもとづき誠意を持って対処するとの局側回答を確認する。

(所属) : 総務課長

- ・繰り返しになりますが、現時点で当局には具体的な交渉事項はないと認識しております。職制として対応する事項については主体的に責任を持って取り組み、今後、勤務労働条件に関わる事項が生じる場合につきましては、誠意を持って対処してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

(所属) : 担当係長

- ・それでは、本日はこれをもって終えてまいります。

※「大阪市労使関係に関する条例」及び「大阪市労使関係に関する条例施行規則」に基づき、管理運営事項につきましては意見交換を行わないこととしている。